

## 令和2年度第1回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和2年4月10日(金)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎3階 富有まんてんホール					
開会時間	13時30分					
閉会時間	14時40分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	野口 孝志	出席
	2番	糸田 雅樹	出席	6番	竹内 友夏	出席
	3番	井上 雅夫	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	庄倉 三保子	出席			
	8番	野口 龍馬	出席	14番	頼田 洋子	欠席
	9番	遠藤 宏明	出席	15番	井上 武	出席
	10番	恩田 真季	出席	16番	田邊 元史	出席
	11番	林原 敏夫	欠席	17番	作野 英明	出席
	12番	池田 和雄	出席	18番	遠藤 健一	出席
議事録署名委員	2番	糸田 雅樹		3番	井上 雅夫	
	事務局長補佐 潮 真也 事務員 小森 宏美 産業課課長補佐 本田 秀和 企画政策課課長補佐 亀尾 憲司					
出席吏員						
傍聴人						

### 付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	南部町農業委員会事務局職員の任免について
第2号	農地利用最適化推進委員の募集要項の決定について
第3号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第4号	非農地証明書の交付について
第5号	農地法施行規則第5条の規定による2アール未満の農業用施設用地の認定について
第6号	農用地利用集積計画案の決定について
第7号	農用地利用配分計画の意見照会について
報告事項	(1) 農業委員の公募結果について (2) 農地法第18条第6項の規定による通知について
その他	(1) 活動記録について (2) 令和2年度第2回南部町農業委員会総会日程 (3) 人・農地プランについて(産業課)

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開会	亀尾	ただいまより、令和2年度第1回南部町農業委員会総会を開会致します

	課長補佐	す。本日はコロナ対策会議出席のため局長が欠席ですので、私が進行させていただきます。欠席者は11番林原敏夫委員、14番頼田洋子委員です。農業委員会等に関する法第27条及び農業委員会会議規則第5条により本会は成立していることを報告致します。それでは会長からご挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	－省略－
	亀尾課長補佐	農業委員会会議規則第6条によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	まず始めに、本日は潮局長補佐が初めての総会ですので、亀尾課長補佐に同席していただきます。ご異議ございませんでしょうか。
	一同	異議なし。
	議長	異議無きものと認め、亀尾課長補佐に同席していただきます。議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、2番糸田雅樹委員、3番井上雅夫委員、書記につきましては小森宏美職員をお願いします。
4. 議事 議案第1号 南部町農業委員会事務局職員 の任免について	議長	『議案第1号 南部町農業委員会事務局職員の任免について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	亀尾課長補佐	議案第1号 南部町農業委員会事務局職員の任免について 令和2年4月1日付けの南部町職員人事異動により本会事務局職員を任免したので、農業委員会等に関する法律第20条第3項の規定により承認を求めます。 令和2年4月10日 南部町農業委員会会長 恩田 一秀 芝田 卓巳 農業委員会事務局勤務を解く。 農業委員会事務局長の任命を解く。 岡田 光政 農業委員会事務局職員に任命する。 農業委員会事務局長を命ずる。 亀尾 憲司 農業委員会事務局勤務を解く。 農業委員会事務局長補佐の任命を解く。 潮 真也 農業委員会事務局職員に任命する。 農業委員会事務局長補佐を命ずる。
	議長	(辞令書交付) では亀尾課長補佐、潮局長補佐よりそれぞれ挨拶をお願いします。
	亀尾課長補佐	－省略－
	潮局長補佐	－省略－
議案第2号 農地利用最適化推進委員の 募集要項の決定について	議長	『議案第2号 農地利用最適化推進委員の募集要項の決定について』を上程致します。提案者説明をお願いします。
	亀尾課長補佐	3Pをご覧ください。農地利用最適化推進委員の募集要項の決定について説明させていただきます。まず頭に第2号議案と言う記載が抜けておりました。失礼しました。 農業委員会等に関する法律の改正により、新たに農地利用最適化推進委員が設置されることに伴い、改選ですので推進委員を募集します。農業委員は町長が任命、農地利用最適化推進委員は農業委員会が委嘱をすると言う事で、どういった募集内容にするのかと言うのは農業委員会が

	<p>決定する事になっております。ですので、今回提案させていただきます。募集人数は11人、現在と変わりありません。天津が1人、大国が2人、法勝寺が1人、上長田、東長田で4人、手間が1人、賀野が2人です。こちらの方は農業委員会の規則通りです。任期は農業委員会が委嘱した日となっておりますので、令和2年7月20日以降から令和5年7月19日までと言う事でございます。身分は南部町の特別職の非常勤職員です。職務内容は皆さんに今取り組んでいただいている職務内容でございます。4Pに移りますと、推薦および応募に係る手続等でございます。こちらは農業委員の皆さんの手続きと同じものがございます。提出書類は3パターンありまして、農業者個人が推薦する場合は様式1号、農業者の法人が推薦する場合は様式2号、それから自分で手を上げられる場合は様式4号でこの3つのやり方があります。添付書類は記載のとおりです。受付期間についてです。こちらも農業委員と同様に、公募をすると言う事が農業委員会法に定められています。令和2年4月16日より令和2年5月20日までを受付期間、公募期間としております。なお、受付期間には町民の皆様へ情報なんぶに掲載し、全戸配布をし、町のホームページでもお知らせします。提出先につきましては事務局となっております。</p> <p>選定方法でございます。南部町農業委員会の選定委員会を開催し、提出された書類をもとに選定します。選考結果は、推薦する者並びに推薦を受ける者及び応募する者全員に文書で通知する予定です。以上が募集要項でございます。</p> <p>一枚めくっていただきます。全体像をお伝えしたいと思います。黄色く色を付けているものは農業委員でございます。農業委員は募集を締め切っております。7名のところ、8名が応募されました。1人オーバーですので選定委員会を5月の中旬、中旬に開催します。6月ですが、選定委員会で候補者が決定しますので、農業委員会総会で報告をさせていただきます。6月の南部町定例議会ですが、議会の同意がいるという制度ですので、南部町議会に上程をし、同意を頂くと言ったスケジュールでございます。任期は7月20日からです。</p> <p>一方、農地利用最適化推進委員ですが、その下の紫に色を付けた所でございます。今日の総会で募集要項を決定して頂いて公募を開始します。公募は5月20日までに終わります。候補者がオーバー等あって選定委員会が必要となれば選定委員会を開催し、総会で候補者の報告をします。そして最終的には7月20日の任期中日に月曜日となっておりますので、農業委員会任命式を行い、町長から辞令を頂く。同日に総会を開催し、農地利用最適化推進委員の委嘱を総会の場でしていただく。と言うのが全体の流れでございます。大まかな内容はこの通りです。以上です。</p>
議 長	<p>只今説明がありました議案第2号について質疑を受けたいと思います。ご異議ございませんか。</p>
田邊委員	<p>活動記録簿に於いて、次年度からは最適化推進委員の職務内容がより詳しく、或いは人農地プランの実質化に伴いまして活発に活動歴を書かなければならないと言う事を前に仰っていたと思いますので、それを少し説明いただけませんか。</p>
亀尾	<p>3Pをご覧ください。4番職務内容とあります。今皆さんにして頂いて</p>



番号 2

土地の表示： 登記：畑 現況：畑 2,019 m<sup>2</sup>  
登記：畑 現況：畑 4,091 m<sup>2</sup>  
登記：畑 現況：畑 4,713 m<sup>2</sup>

合計：畑 3 筆 10,823 m<sup>2</sup>

譲渡人： 耕作面積：140,840 m<sup>2</sup>

譲受人： 耕作面積：36,779 m<sup>2</sup>

所有権移転、贈与

から が贈与で取得し利用するための申請である。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしています。

番号 3

土地の表示： 登記：畑 現況：畑 3,239 m<sup>2</sup>  
登記：畑 現況：畑 5,799 m<sup>2</sup>

合計：畑 2 筆 9,038 m<sup>2</sup>

譲渡人： 耕作面積：140,840 m<sup>2</sup>

譲受人： 耕作面積：16,475 m<sup>2</sup>

所有権移転、贈与

から が贈与で取得し利用するための申請である。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしています。

番号 4

土地の表示： 登記：畑 現況：畑 8,514 m<sup>2</sup>

合計：畑 1 筆 8,514 m<sup>2</sup>

譲渡人： 耕作面積：140,840 m<sup>2</sup>

譲受人： 耕作面積：59,902 m<sup>2</sup>

所有権移転、贈与

から が贈与で取得し利用するための申請である。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしています。

番号 5

土地の表示： 登記：畑 現況：畑 5,681 m<sup>2</sup>

合計：畑 1 筆 5,681 m<sup>2</sup>

譲渡人： 耕作面積：140,840 m<sup>2</sup>

譲受人： 耕作面積：28,493 m<sup>2</sup>

所有権移転、贈与

から が贈与で取得し利用するための申請である。全

部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしています。

番号 6

土地の表示： 登記：畑 現況：畑 4,588 m<sup>2</sup>  
登記：畑 現況：畑 1,767 m<sup>2</sup>

合計：畑 2 筆 6,355 m<sup>2</sup>

譲渡人： 耕作面積：140,840 m<sup>2</sup>

譲受人： 耕作面積：15,709 m<sup>2</sup>

所有権移転、贈与

から が贈与で取得し利用するための申請である。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしています。

番号 7

土地の表示： 登記：畑 現況：畑 8,752 m<sup>2</sup>

合計：畑 1 筆 8,752 m<sup>2</sup>

譲渡人： 耕作面積：140,840 m<sup>2</sup>

譲受人： 耕作面積：23,409 m<sup>2</sup>

所有権移転、贈与

から が贈与で取得し利用するための申請である。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしています。

番号 8

土地の表示： 登記：畑 現況：畑 4,408 m<sup>2</sup>  
登記：畑 現況：畑 4,180 m<sup>2</sup>

合計：畑 2 筆 8,588 m<sup>2</sup>

譲渡人： 耕作面積：140,840 m<sup>2</sup>

譲受人： 耕作面積：42,455 m<sup>2</sup>

所有権移転、贈与

から が贈与で取得し利用するための申請である。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしています。

番号 9

土地の表示： 登記：畑 現況：畑 5,305 m<sup>2</sup>  
登記：畑 現況：畑 5,377 m<sup>2</sup>

合計：畑 2 筆 10,682 m<sup>2</sup>

譲渡人： 耕作面積：140,840 m<sup>2</sup>

譲受人： 耕作面積：55,891 m<sup>2</sup>

所有権移転、贈与

から が贈与で取得し利用するための申請である。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしています。

番号 10

土地の表示： 登記：畑 現況：畑 4,539 m<sup>2</sup>

登記：畑 現況：畑 3,834 m<sup>2</sup>

合計：畑 2 筆 8,373 m<sup>2</sup>

譲渡人： 耕作面積：140,840 m<sup>2</sup>

譲受人： 耕作面積：16,441 m<sup>2</sup>

所有権移転、贈与

から が贈与で取得し利用するための申請である。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしています。

番号 11

土地の表示： 登記：畑 現況：畑 1,946 m<sup>2</sup>

登記：畑 現況：畑 4,319 m<sup>2</sup>

合計：畑 2 筆 6,265 m<sup>2</sup>

譲渡人： 耕作面積：140,840 m<sup>2</sup>

譲受人： 耕作面積：13,463 m<sup>2</sup>

所有権移転、贈与

から が贈与で取得し利用するための申請である。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしています。

番号 12

土地の表示： 登記：畑 現況：畑 2,254 m<sup>2</sup>

登記：畑 現況：畑 6,399 m<sup>2</sup>

合計：畑 2 筆 8,653 m<sup>2</sup>

譲渡人： 耕作面積：140,840 m<sup>2</sup>

譲受人： 耕作面積：157,185 m<sup>2</sup>

所有権移転、贈与

から が贈与で取得し利用するための申請である。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしています。

番号 13

土地の表示： 登記：畑 現況：畑 3,004 m<sup>2</sup>

登記：畑 現況：畑 4,968 m<sup>2</sup>

登記：畑 現況：畑 7,089 m<sup>2</sup>

合計：畑 3 筆 15,061 m<sup>2</sup>

譲渡人： 耕作面積：140,840 m<sup>2</sup>

	<p>譲受人： 耕作面積：36,779 m<sup>2</sup>  耕作面積：15,709 m<sup>2</sup>  耕作面積：15,635 m<sup>2</sup>  耕作面積：41,297 m<sup>2</sup>  耕作面積：59,902 m<sup>2</sup>  耕作面積：48,445 m<sup>2</sup>  耕作面積：157,185 m<sup>2</sup>  耕作面積：27,453 m<sup>2</sup>  耕作面積：35,400 m<sup>2</sup>  耕作面積：16,441 m<sup>2</sup>  耕作面積：23,409 m<sup>2</sup>  耕作面積：13,463 m<sup>2</sup></p> <p>所有権移転、贈与</p> <p>から12人（ ）が贈与で取得し利用するための申請です。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしています。</p> <p>の構成員であった12名が12分の1ずつ共有名義で譲り受けるという事でございます。本日現地調査でもご指摘いただきましたが、こちらの管理方法につきましては、共有名義でございますので今後内規を作って管理にあたっていく、もし亡くなられる方がおられた場合には共有名義の12分の1をどうするのかと言った事を含めて内規を作成して管理を行っていきます。ただ、内規と言うものが現在事務局に届いておりませんので、条件付きと言う事で進めさせていただきたいと思っております。</p> <p>番号14</p> <p>土地の表示： 登記：田 現況：田 2,538 m<sup>2</sup>  合計：田1筆 2,538 m<sup>2</sup></p> <p>譲渡人： 耕作面積：3,810 m<sup>2</sup>  譲受人： 耕作面積：29,904 m<sup>2</sup></p> <p>所有権移転、売買</p> <p>から が売買で取得し利用するための申請である。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしています。売買価格ですが、10aあたり 円でございます。</p> <p>番号15</p> <p>土地の表示： 登記：畑 現況：畑 198 m<sup>2</sup>  合計：畑1筆 198 m<sup>2</sup></p> <p>譲渡人： 耕作面積：17,640 m<sup>2</sup>  譲受人： 耕作面積：13,618 m<sup>2</sup></p> <p>所有権移転、贈与</p>
--	--

		から が贈与で取得し利用するための申請である。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしています。
議 長		例外規定でございますが、議案第 3 号につきまして、面積が大変大きい物ですので現地確認を行いましたので、現地調査報告を野口孝志委員よりしく願います。
野口孝志委員		本日 9 時より恩田会長、井上武委員、市川代理、池田委員、恩田真季委員、田邊委員、新旧補佐で行いました。 先ほど亀尾補佐より説明があった内容に補足をさせていただきます。 面積は 14 町にわたり、昭和 42 年に発足しましたが、それ以前の昭和 30 年代後半から梨団地が先にできまして、その後柿団地ができました。場所が と の間でございます。 の管理棟の農道の一帯に渡る所です。現地調査資料の 2、3P をご覧ください。この図面のとおりです。発足当時は 14 名でしたが、途中 2 名の方が維持できないと言う事で権利を放棄されて 12 名になりました。図面の 30 番と 19 番、4 番に入ったところ 3 か所が農地として共有名義になっていますし、非農地につきましても共有になると言う事です。以上です。
市川委員		補足をさせていただきます。2、3P を見てください。番号があると思います。この番号ですが左上は①、隣は④という具合で全てポールが立っています。右下の非農地の③③、③④、③⑤、③⑥この四角の部分は公図を確認して非農地、他も各農地との境界にもポールを打ってあります。右下からずっと回って確認しました。②⑨、②④と車でずっと回って一個一個チェックをし、確認して回りました。現地調査はそういう形で行いました。以上です。
議 長		『議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について』質疑を受けたいと思います。ご異議ございませんか。
糸田委員		法人が解散して所有者に返すと言う事ですが、今と逆行している処理の仕方に思えます。所有者の方が維持管理をされる中で出来る間は良いですが、できなくなった時どうやって維持管理をするのか、そういった時には組織化がいるのではないかと思います。私たちもきっちりフォローしていかなければならないと思っています。意見と言う事で以上です。
議 長		分かりました。他にはありませんか。
庄倉委員		個人に返されて、今後は個人管理と聞きましたが個々の耕作者の状態が分かりません。これから何年も耕作していけるような方々ばかりなのでしょうか。それが危惧するところです。 併せて 15 番ですが さんと さんの贈与ですがお二人の関係を教えて頂きたいです。
野口孝志委員		個々の方の状況を説明いたします。皆さん親の代から引き継いだ息子さんなどで若い世代の方ばかりです。 さん、 さん、 さん、 さん、 さんなどは皆さん 20 代、30 代の方々です。仕事もされていますが、まだ父親たちも元気ですので協力して維持ができると思います。 さんは 40 代で梨柿を作っておられますが、非常にたくさんの面積を作っておられますし、管理面では問題ないと思います。 さん、 さんは 50 代ですが さんに関しては非常にたくさんの水稻を耕作しておられます。 さんにつきましても今は勤めに出ておられ奥様がやっておりますが、残り 1、2 年で定年になりますので、その後は柿づく

		<p>りをするとおられます。さんですが、さんの息子さんで今は勤めに出ていますが、ゆくゆくは継ぐと言う話です。さんは60代ですが専業農家で梨をやっています。さんにしても、果樹部の副部長もされておりまして大型の梨農家でございます。現状は専門的にされている農家が全てですが、将来的には後継者がいるところがほとんどです。中には不安な家もありますが、そういう状態でございます。以上です。</p>																																
	議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>15番のさんとさんの案件は贈与でしたが、これにつきましては私も現地調査に同行させていただいておりますのでご説明いたします。この筆は笹が生い茂る土地の縁で、普通の状態なら逆にお金を頂かないといけないような価値のない農地です。皆様方と話をして、さんがこういったところをよく面倒を見たなという思いです。笹が際まで生えた小さな筆です。油断すると笹が侵入してくるような中でよくぞ引き受けたなと。この筆はさんの自宅の隣ですので、やむを得ないものだったのかなと思います。以上です。</p>																																
	庄倉委員	<p>分かりました。</p>																																
	議長	<p>他にご異議ございませんか。</p> <p>なお、先ほど亀尾課長補佐も言っておられましたが、12P13番につきまして農業委員会はトラブル回避のために内規を作っていただきまして、内規ができたときに初めて許可申請を出すと言う事しております。</p> <p>内規が出来上がり、皆さんに見て頂いて、ご納得いただけない部分があればまた直していただき、内規が完成してから許可証を渡すと言う事です。皆様も同様の理解で宜しくお願い致します。</p>																																
	議長	<p>無いようですので、『議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』議決承認されました。</p>																																
議案第4号 非農地証明書の 交付について	議長	<p>『議案第4号非農地証明の交付について』を上程いたします。 提案者からの説明を求めます。</p>																																
	亀尾 課長補佐	<p>【『非農地証明の交付について』朗読（議案書14～15頁）】</p> <p>番号1</p> <p>土地の表示：</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>登記・畑</td> <td>現況・山林</td> <td>2,955 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>登記・畑</td> <td>現況・山林</td> <td>5,533 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>登記・畑</td> <td>現況・道路</td> <td>2,501 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>登記・畑</td> <td>現況・道路</td> <td>78 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>登記・畑</td> <td>現況・山林</td> <td>639 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>登記・畑</td> <td>現況・山林</td> <td>7,124 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>登記・畑</td> <td>現況・山林</td> <td>349 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>登記・畑</td> <td>現況・山林</td> <td>1,116 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>登記・畑</td> <td>現況・道路</td> <td>1,827 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>登記・畑</td> <td>現況・道路</td> <td>448 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>登記・畑</td> <td>現況・道路</td> <td>80 m<sup>2</sup></td> </tr> </table>	登記・畑	現況・山林	2,955 m <sup>2</sup>	登記・畑	現況・山林	5,533 m <sup>2</sup>	登記・畑	現況・道路	2,501 m <sup>2</sup>	登記・畑	現況・道路	78 m <sup>2</sup>	登記・畑	現況・山林	639 m <sup>2</sup>	登記・畑	現況・山林	7,124 m <sup>2</sup>	登記・畑	現況・山林	349 m <sup>2</sup>	登記・畑	現況・山林	1,116 m <sup>2</sup>	登記・畑	現況・道路	1,827 m <sup>2</sup>	登記・畑	現況・道路	448 m <sup>2</sup>	登記・畑	現況・道路
登記・畑	現況・山林	2,955 m <sup>2</sup>																																
登記・畑	現況・山林	5,533 m <sup>2</sup>																																
登記・畑	現況・道路	2,501 m <sup>2</sup>																																
登記・畑	現況・道路	78 m <sup>2</sup>																																
登記・畑	現況・山林	639 m <sup>2</sup>																																
登記・畑	現況・山林	7,124 m <sup>2</sup>																																
登記・畑	現況・山林	349 m <sup>2</sup>																																
登記・畑	現況・山林	1,116 m <sup>2</sup>																																
登記・畑	現況・道路	1,827 m <sup>2</sup>																																
登記・畑	現況・道路	448 m <sup>2</sup>																																
登記・畑	現況・道路	80 m <sup>2</sup>																																

		<p>所有者：      こちらも の筆でございます。</p> <p>全て現況が山林及び道路になっており、農地として扱えないと言う事で、全筆確認をしまして指導をさせて頂き、今回非農地の申請を受けたものでございます。非農地証明の根拠ですが、20年間そう言った状況でしたが、確認できるものがございませんでしたので、平成12年国土地理院航空図面で確認しているというものです。</p> <p>番号2      土地の表示： 登記・畑 現況・雑種地 210㎡      所有者：      こちらは現地調査を行っております。現地調査資料の2Pをご覧ください。</p> <p>一番右側の赤い部分です。小さい筆ですが、こちらは防除用のため池貯水池がございました。現況が農地でないと言う事であえて農地として扱わず、分筆をして非農地で申請を頂いています。</p> <p>非農地証明の根拠ですが、こちらも20年間そう言った状況でしたが、確認できるものがございませんでしたので、平成12年国土地理院航空図面で確認しているというものです。</p>
	議 長	『議案第4号非農地証明の交付について』 質疑を受けたいと思います。ご異議ございませんか。
	一 同	無し。
	議 長	無いようですので、『議案第4号非農地証明の交付について』 議決承認されました。
議案第5号 農地法施行規則第5条の規定による2アール未満の農業用施設用地の認定について	議 長	『議案第5号 農地法施行規則第5条の規定による2アール未満の農業用施設用地の認定について』を上程致します。 提案者より説明をお願いします。
	亀尾 課長補佐	<p>農地法施行規則第5条第1項の規定による2アール未満の農業用施設用地の認定を求めます。</p> <p>内容について説明致します。</p> <p>【『農地法施行規則第5条第1項の規定による2アール未満の農業用施設用地の認定について』朗読（議案書16頁）】</p> <p>番号1      土地の表示： 登記・畑 現況・畑      4,588㎡の内109.22㎡      申請人：      農業用施設用地 農機具庫設置</p> <p>こちらのも の土地でしたので現地調査を行ったところ無断転用で2アール未満の農業用施設が建っていました。事前着工で工事を行っていたため、顛末書を提出していただきました旨をこの度報告させていただきます。109.22㎡が本日の現地調査で確認をして頂いておりま</p>

		す。現在、肥料、乗用草刈機、運搬車、コンテナ置場として器具庫を設置していたものです。以上です。
	議 長	ただ今事務局より説明がありました。議案第 5 号について質疑を受けたいと思います。ご異議ございませんか。
	一 同	無し。
	議 長	無いようですので、『議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について』議決承認されました。
議案第 6 号 農用地利用集積計画案の決定について	議 長	『議案第 6 号 農用地利用集積計画案の決定について』を上程致します。提案者より説明をお願いします。
	局長補佐	農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規程により議決を求めます。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 2 項において定める事項は別添の明細書の通りでございます。 内容について説明いたします。  【農用地利用集積計画の要請の要点を整理番号ごとに朗読 (議案書 17～26 頁)】  整理番号                    99 番～105 番 設定を受ける者：        5 名 設定をする者     :        7 名 設定をする土地：        13 筆     計 11,979 ㎡  [農地中間管理権を取得する場合] 整理番号                    370 番～387 番 設定を受ける者：        1 名 設定をする者     :        18 名 設定をする土地：        29 筆     計 43,382 ㎡  以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を全て満たしています。 中間管理権を取得する案件につきましては、この次の議案で説明をさせていただきます。ご審議をよろしくお願い致します。
	議 長	ただ今説明がありました議案第 6 号につきまして、質疑を受けたいと思います。 ご異議ございませんか。
	一 同	なし。
	議 長	無いようですので、『議案第 6 号 農用地利用集積計画案の決定について』議決決定されました。
議案第 7 号 農用地利用配分計画の意見照会について		(産業課 本田秀和課長補佐入室)
	議 長	議案第 7 号『農用地利用配分計画の意見照会について』を上程いたします。 提案者より説明を求めます。
	本田 課長補佐	農用地利用配分計画(案)の意見照会について、このことについて、下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規程に基づき意見を求めます。  【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに朗読(議案書 27～

		30分】。
	議長	議案第7号につきまして提案者より説明がありました。質疑を受けたいと思います。ご異議ございませんか。
	田邊委員	さんですが、個人の方に借りるのに農地によって賃料が 円、円、 円と差がありますが、この理由を教えてください。
	本田課長補佐	に確認しましたところ、基本的には20a以上の面積を越えるものは10aあたり 円、20a未滿のものは10aあたり 円と言うのを基本にして圃場の状態ですとか地権者の方との交渉ですとか決めていかれると言う事でした。地権者さんとの交渉の中で基本的には圃場の面積に差があっても同一の地権者さんの場合は同一の価格としたいと言う旨のことがあったと伺っておりまして、 円のものもございませうが、面積が多少違っていても 円だったりとか、面積が同じ圃場でも円になるものと、例えば ですと近隣も 円で借りているのでこの度 円で話をされたと言う事です。基本的には 円で契約をされたいと考えていると言う事で からは聞いております。それと、2筆で 円のものもございませうが、こちらの方は私も現場を見させて頂いておりますが、今回ご提案させていただいている というものですが、先日 の筆を配分させていただいて承認いただいておりますが7畝の田に3筆が混在しているものです。 としても他に比べて非常に小さい圃場であると言う事もあり、3人の地権者がいらっしゃると言う事もあると、こちらについては 円で統一と言う事でお願いができないか交渉されて 円になったと伺っております。今後についても にお考えを聞いておりますが、できるだけ統一的な賃借料にしたいとは聞いておりますが、違う場所の田でも地権者が同じですと一気に下げると言うのは今後の交渉次第になるという事です、この度についてはこういう形でのご提案になるという事でした。以上です。
	田邊委員	わかりました。
	議長	他にご異議ございませんか。
	一同	無し。
	議長	無いようですので、議案第7号『農用地利用配分計画の意見照会について』は議決承認されました。
		(産業課 本田秀和課長補佐退室)
5. 報告 (1) 農業委員の公募結果について	議長	報告(1)『農業委員の公募結果について』を上程いたします。提案者は説明をお願いします。
	亀尾課長補佐	31Pをご覧ください。農業委員の公募を締め切りましたので報告させていただきます。8名おられますが全て団体推薦でございました。市川春樹さん、恩田一秀さん、黒木美由紀さん、糸田雅樹さん、岩指久さん、亀尾和男さん、庄倉三保子さん、田邊元史さんです。なお、亀尾和男さんは、団体推薦は集落推薦、他の方は振興協議会からの推薦で報告がありました。以上です。
	議長	只今説明があった件について質疑を受けませう。 何かございませうか。
	一同	異議なし。
	議長	無いようですので、この8名の方を受付し、この中から7名の方を選抜して頂くと言う形になろうかと思っておりますので、皆様方にはまたその結果を報告したいと思っております。

		報告（１）『農業委員の公募結果について』を終わります。
(2) 農地法第18条第6項の規定による通知について	議長	報告（２）『農地法第18条第6項の規定による通知について』を上程いたします。提案者は説明をお願いします。
	亀尾課長補佐	【農地法第18条第6項の規定による通知書についての内容を朗読（議案書32頁）】 1番は保全管理をしながら耕作者を探していくとのことでした。2、3、4番の農地につきましては、先ほどの配分計画にあった農地です。いずれも中間管理機構に出す分です。合意解約をしたのち、配分していくという事です。
	議長	只今説明があった件について質疑を受けます。 何かございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	33Pの4番ですが、令和2年1月1日に契約をしたのに、3月25日に解約と言うことは契約から2カ月しか経過していませんが、なぜ2カ月の間に心変わりされたのでしょうか。
	亀尾課長補佐	先ほど配分計画で本田補佐が提案させていただいたものですが、さんは白ねぎを作っておられまして、令和2年1月1日に利用権設定をさせていただきましたが、そうこうするうちに中間管理機構の制度を使いたいと言う本人からのお話があり、また産業課から中間管理機構を使われた方が良いと言う説明をされて、農業委員の利用権設定よりも中間管理機構の設定の方がご本人さんにとって有利と言う事で合意解約をされ中間管理機構に切り替えると言う事でした。
	議長	中間管理機構と利用権の設定と何がそれほど違いますか。有利と言うのは何が有利になるという事でしょうか。
	亀尾課長補佐	担当者の本田課長補佐から利用権の設定と中間管理権の設定との違いを具体的に説明お願いしたいと思います。
		(産業課 本田秀和課長補佐入室)
	本田課長補佐	仰られたように令和2年1月1日からの利用権設定と言う事について最近基盤法に基づく利用権設定の申し込みが出されたところで、中間管理事業を使つての利用権設定に切り替えたいが為に今回提案させていただいたわけですが、実はご本人様の方から相談がありましてご本人さんは白ねぎの栽培をしております、白ねぎの作付けをするにあたって経営所得安定対策事業におけます水田の活用直接支払の交付金を受けられる事で経営の安定化を図りたいと言う事で、細目書の方とか計画された所ですが、対象水田が3年以上作付けをなされていないと言う事から、水田の活用直接支払の交付金の対象外になると言うことが再生協議会との調査で分かったところです。対象外となっている圃場についても改めて水田活用の直接支払の補助金の対象とする為には色々な方法がありますが、1つに中間管理の活用を生かしたうえで貸付を行ったうえで農政局と協議をすることで改めて交付対象とすることで再生協議会の担当職員と色々確認しまして、今回この様な形での貸借をご希望されたものでございます。当初から利用権設定をする際に中間管理機構をお使いになり集積をかけて頂ければよろしかったのかなと思いますが、こういった理由からこの度の希望があり中間管理事業に切り替えたと言う事です。
議長	直接支払は5年間の単位でやるわけだったと思いますが。	

	本田課長 補佐	中山間や、多面的機能支払制度の直接支払の制度はそうですが、今回は転作奨励金の直接支払でございます。
	糸田委員	先ほど説明があった話ですが、分かり易く言えば田の転作補助金がありますけれども、食用の米以外の飼料用作物や野菜などですがそれが3年間有効活用されていない圃場に関しては転作奨励の補助金が出ないという約束がありまして、さんが借りている圃場は相対の契約では補助金が出ない圃場になっていたわけです。それが中間管理機構を通して貸借をしたらその補助金が出ますと言う規定があるので、さんからすればそちらの方が有利と言う事で転作補助金、産地交付金を受けるために今回解約をされて中間管理機構を通されたと言う流れだと思います。
	議 長	解除にあたっては、借りる方が良いかも知れませんが貸す方には迷惑が掛かります。たった2カ月ほどです。指導する側の体制不足に思います。役場なり農業委員会もですが、再設定する際には間違いないことを確認してどれほど短くても1年はやって頂きたいと思いますので今後は気を付けてください。 他にご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	無いようですので報告(2)『農地法第18条第6項の規定による通知について』を終わります。
6. その他 (2) 活動記録 について	議 長	その他に移る前に幹事長さんより報告をお願いします。
	作野委員	【幹事長より報告及び研修旅行の最終の支払い報告】
	議 長	ありがとうございました。順番が前後しますがその他(2)『活動記録について』を上程いたします。提案者は説明をお願いします。
	亀尾課長 補佐	34Pに活動記録記入用の表を作っております。先月最適化交付金についてのお話をさせて頂いていますが、今もつけて頂いていますが、詳細な活動記録が交付金を算出する上で必要ですので、34Pのものをご記入いただいて定期的に事務局の方へお持ちいただきますと大変助かります。お手元に5枚ほどご用意しておりますので、総会の際も用意しておきますし、無くなりましたら取りに来て頂いた際にもお渡ししますので宜しく願い致します。内容としてはいつ、どこで、どこの農地を、何をした、とあります。記載例がございますので例にならって記入をお願いします。必ずご記入いただきたいのは、いつ、どこで、です。後程人農地プランの説明がありますのでお願いします。またどの農地をとありますが、農地の確定をしないと算出ができません。例えば「坂根の農地を確認した」ではだめで、具体的に「福成〇〇番地の農地について地主さんと確認をした」とか、そういう具体的なものをお願いします。何をした、ですが、例えば「人農地プランについての話し合いをした」とか「貸出しの相談をした」とか普段皆さんが受けておられる相談内容を具体的に記入いただければと思います。ここで書いていただいたものを事務局で集計をして、3月までの活動を4月、5月にお支払いする計画でございます。以上です。
	議 長	ただ今説明があったことについて、何かあればお願いしたいと思いません。
	市川委員	提出は一カ月ごとでしょうか、随時でしょうか。
	亀尾課長	随時受け付けますが、煩雑になりますので総会の時に提出していただい

	補佐	て、用紙が足りない方もその時に持ち帰って頂ければと思います。
	市川委員	わかりました。
	議 長	今年度は改選期ですが、7月で辞められる方は7月迄の交付金は出ますか。
	亀尾課長 補佐	今年はどこ各市町村も改選期です。7月迄で、辞められる方も7月迄の活動された分の記録について算出され交付されます。ただし、支払時期は交付金の要綱上、3月の活動記録の提出を頂いてからの算出になりますので、7月で辞められた方の分のお支払いも来年の4月、5月になります。
	議 長	わかりました。 他に何かございませんか。無いようですので今から休憩に入ります。
		(休憩 15:00~15:10)
		(産業課 本田課長補佐、益田主幹入室)
(1) 人・農地 プランについて (産業課)	議 長	(1)『人・農地プランについて(産業課)』産業課から説明をお願いします。
	益田主幹	<p>時間の都合上さわり程度になるかと思いますがご説明させていただきます。人農地プランの実質化についてと言うパンフレットと、一覧の載った地区毎の資料をご用意しました。まずはパンフレットでご説明させていただきます。「なぜ今人農地プランの実質化なのか」と言うタイトルで、国の方が推進したい内容を記載しております。これまで地域の農業を支えてこられた方達は、地域での徹底した話し合いにより、ほ場整備、機械・施設の導入、地域の共同活動などに取り組み、地域の農業・農地を守り、発展させてきました。</p> <p>一方、こうした方達が高齢化する中で、これからの地域の農業を担っていく世代が、効率的な農地利用やスマート農業を行うための農地の集積・集約化を進めていくには、まさに「待ったなし」の状況です。</p> <p>地域の皆さんがこれまで営々と築き上げてこられた地域の農業・農地を、それを取り巻く伝統や文化、自然景観などと一緒に、子供や孫の世代にしっかりと引き継いでいきたいと思いませんか。今こそ、人・農地プランの実質化に取り組み、地域の話合いを再活性化して、「将来にわたって地域の農地をだれが担っていくのか」「誰に農地を集積・集約化していくのか」を地域の皆さんで決めていく必要があります。と言う事ではじめにと書いてあります。地域、地域と記載がありますが、この人農地プランで表す最小単位の地域と言うのは集落になります。従いましてこの文面から読み取れるのは、集落の農地をだれが担っていくのかと言う事を集落の中で決めていきましょうよ。と言うようなこととございます。3Pをご覧ください。人農地プランの実質化とはどういうことか、が書いてあります。左の欄です、既に実質化しているか否かの判断基準と言う事で、プランの区域の全部又は一部のうち、対象地区内の過半の農地について、近い将来の農地の出し手と受け手が特定されている区域です。どうやってそう言った数字を導き出すかと言いますと、近い将来の受け手(中心経営体)の現状経営面積に、近い将来の農地の出し手の貸付予定面積が地区内の農地面積の50%を越えると言う事とございます。近い将来の受け手(中心経営体)のと言いますのは認定農業者の方だったり、認定新規就農者、それから集落営農組織、また経営基盤強化促進法に基づきまして南部町が定めている南部町の農業の基本構想に</p>

見合う農業者の方達になります。例えばと言う事で右側の例ですが、100haの農地を持っているA集落で、例えば認定農業者が30ha経営をしている。それから、もう農地を活用するのが難しくなってきた出し手の面積が30haだった場合に、この受け手の面積と出し手の面積が60haと言う事になります。100haのうち60haと言う事で過半数を超えていると言う事でこの場合は実質化とみなされます。逆にB集落はそれを下回るので実質化していないとみなされます。こういうような状態を作っていく。と国は考えているわけです。次に5Pをご覧ください。人農地プランの実質化と言う事で、こういった取り組みをするのかと言いますと大きく分けて3つの取り組みになります。まず1つ目、アンケートの実施です。対象地区内の耕地面積の少なくとも過半について、農業者(耕作者又は地権者)の年齢と後継者の有無等をアンケートで確認。南部町に於きましては平成29年度に皆さんにご協力いただきましてアンケートを実施しております。しかしながら、回答率が50%を下回るような集落が多々ございますし、年数も経過していると言う事で、今後再度実施する必要があるのかと言う事をご検討いただかないといけないような状況です。

次に現況把握です。アンケートを実施した内容或いは現在どういった方が耕作しているのかを地図上に落とししていくと言うものです。本日サンプルでお配りしております資料の中に地図が入っていると思います。色分けして、「〇〇の方が、〇〇の農地を耕作している」と言うのを地図上に落としただけでございませぬ。こういった地図を活用して、逆に色が塗っていない地域をどうしていくかを集落の中で話し合っていく。次に3ですが、今後地域の中心となる経営体(中心経営体)への農地の集約化に関する将来方針の作成と言う事ですが、先ほど申し上げましたアンケートや地図を基に農業者、自治体、農業委員会、JA、土地改良区等の関係者が徹底した話し合いを行い、5年~10年後の農地利用を担う経営体(中心経営体)の在り方を原則集落ごとに決めていくと言う所までが取り組みの流れとなっております。こういう話し合いは農業者、自治体、農業委員会、JA、土地改良区等色々書いてありますが縛りはありません。有害鳥獣の対策を練りたい時には、猟友会の人に入ってもらう、関係する人にご協力いただきながら集落の農地の未来、農業の未来を考えて頂くと言う事です。この3つの流れで人農地プランの実質化を進めていたいと思っております。6Pをご覧ください。ステップ1、地域の声を聞きます。と言う事で、先ほど申し上げましたアンケートの事でございませぬ。左に書いてありますが、実質化に必要なアンケート調査の回答割合と言う事で、少なくとも過半数を占めていることが必要になってきます。アンケートの再実施を考えています。右側のアンケートの例ですが、こちらはかなり具体的なものだと思います。お名前、電話番号、年齢があって、このように具体的なことをアンケートに集約していくと言うことが書いてあります。ただし、アンケートを実施するに際しては、このアンケートを配ることによって、今頑張っている方が、誰かが耕作してくれるようになるのかと思ってしまう耕作離れを助長するような格好にならないだろうか懸念しているところで、ちょっと慎重に考えていかなければならないと言う事です。7Pをご覧ください。国が提示している地図の例です。少し見えにくいですが青と緑で

色分けしてあります。地図の中で青色が占める部分は 75 才未満の方が耕作している部分です。緑色の部分は 75 才以上の方が耕作している部分です。10 年後はこうなりますと言う事で、75 歳以上の方が多く耕作されるようになると言う事で、地図の中で表してみんなで話し合っていくと言う地図でございます。次に 9P をご覧ください。アンケート、地図を作成して次のステップ 3 で地域との話し合いです。左側を見て頂きますと話し合いのコーディネーター役とあります。こちらは市町村職員、農業委員さん、推進委員さん、現場で汗をかいている方々、こういった方にコーディネーターとしての役割を担っていただくためにご協力を頂きながら進めていくと言う事です。ポイント、という欄をご覧ください。こちらにも繰り返し書いてありますが、地域の話合いが行いやすいように、原則として集落の範囲で行います。とあります。また、入作者や新たに地域で農業を行う事に意欲的な方にも参加を働きかけます。例えば集落に外から農業をしたいと言う事で、例えば I ターンをされてきた方などですが、こういった方に来ていただいて一緒に話し合いに参加していただきながら地域就農の誘致にも繋げていくと言うことも考えます。それから、頭に入作者と書いてありますが、認定農業者の方もそうですが、集落を越えて色々な地域で耕作をされている経営体の方がいらっしゃいます。そういった方に自分の集落にお住まいでない認定農業者の方にも自分の集落で活動されている方にご協力を頂きながら話し合いをすることとも言われます。例えば高姫で浅井、或いは宮前 1 区、こちらはいずれも集落営農の取り組みを行っていますが字を超えて活動する場面が多々あるように思います。こう言った所で互いに連携を取りながら話し合いを進めていくと言うことも考えられるようになってきます。次に、出席する方の負担を軽くするため、集落の寄合いなど既にある話し合いの場を積極的に活用します。とありますが、今回、人農地プランと申し上げていますが、実際には中山間地域の直接支払が行われている話し合いであったり、多面的機能支払で行われている話し合いであったり、こういった物でも集落の農地をどうするかという課題を取り上げていますので、同じような流れでその話し合いが行われる限りは、これを人農地プランとみなすことができるという風に思います。10P には専門家の派遣と言う事で、専門家の選定です。現場のニーズを踏まえ、コーディネーターとして適任と考える専門家として選定しますと書いてあります。普及指導員或いは元普及指導員、JA の営農指導員さん、元営農指導員さん、土地改良区の職員さん、元職員さんや国や県、市町村の農業関係職員、農業委員会や農地中間管理機構、様々な農業に関係する機関は全てこの人農地プランの実質化に関係のある機関ですので、話し合いにコーディネーターとして来ていただいて、ご協力いただく事ができます。次に 11P ですが、最後にこういった形で人農地プランの実質化を形付けるかという所になりますが、左に書いてあります中心経営体への農地の集約化の将来方針です。誰が将来に渡って集落の農地を担っていけるのかについてみんなで話して、共通した将来方針にします。そして、中心経営体だけでは農地を引き受けきれない場合には、地域外からの新たな受入れの方針を定めていく。と言う事で、こう言う様な事を最後にプランとしてまとめていく事によって実質化へ向けたプランであると言う事を国の方が目指しています。12P からは人農地プランを最後

にまとめた記載例ということで、フォーマットを示しています。14P をご覧いただきまして、先ほど申し上げましたように人農地プラン以外の地域の取り決め等の活用ということで、中山間の直接支払制度における集落営農とか、多面的機能支払交付金の保全会、こう言った所も人農地プランの話合いとして活用できますと言う事が書いてあります。もう一つが判断基準の一番下の※に書いてありますが、集落営農組織につきましても、やはり重要な取り組みであると思なすことができるという事でございます。お配りしている資料の最後の方の 16P には人農地プランの取組への支援措置と言う事で、現在国が取り組んでいる制度ですが、例えば強い農業・担い手づくり総合支援交付金ですとか、機構集積協力金のうち地域集積協力金、農地整備・集約協力金、農地耕作条件改善事業の実施地区への協力金など様々な事業がこのプランに関係してくると言う事でございます。ここに掲載していないものにつきましても、人農地プランと言うものは国が進める農政の土台となつてその上に立つて様々な事業を活用していく事ができる、という風に仕組みが変わりつつあります。新規就農者に給付されます運営次世代人材育成事業という制度があります。青年就農給付金と言う制度でしたが新しく農業を始められる方に所得補償をしていくと言う制度です。こういった制度も今後はこのプランができていく集落或いは地区で就農される方に対して給付が行われていきますよ。と言うような制度改変が行われていきます。

実際に取り組みながら深めていきたいと思っています。

もう一つの資料で、地区ごとに～地区、人農地プランと書いてある物があります。平成 24 年度民主党政権時代に新規就農の制度を立ち上げました。その際にこう言った人農地プランを作りなさい、と言う事で始まっているものです。地区毎にその地区ではどういった認定農業者の方或いは法人の方がいらっしゃるかと言う事で、或いはその集落内に於いて農地を貸し出したい人がどういった方がいらっしゃるかまで掲載してあります。これが元々あった人農地プランです。平成 24 年度からこのプランを基に様々な事業が活用されていきましたが、国がこのプランが実際に実用出来ているのかと、そう言った事で今回実質化を進めましようと言う話になったものでございます。産業課としてはこれが事業に直結するプランですので、例えば中間管理事業を活用して地域集積協力金を活用されたい集落がある場合ですとか、新規就農されたい方がいる地区、こう言った所をまずはその制度がきちんと受けられるように優先的に集落に入っていくながらプラン作りを進めていくと。必ず事業を受けられたい方が事業を受けられないと言うことがあってはならないので、そう言った事を優先的に集落の中で進めていきたいなと考えています。昨年、宮前 1 集落と高姫集落で集落営農組織を立ち上げられて、中間管理事業の活用の可能性が高くなりましたので、そちらの集落に参りましてご意向を確認したり課題を聞いてみたり、踏み出しているところです。昨年秋からスタートしているので、令和 2 年度はいよいよ本番と言う事で、きっかけを得ながら集落に入っていくと考えていますので農業委員の皆さん推進委員の皆さんにもご協力をお願いすることが多々出てくると思いますので、宜しくお願い致します。

以上で実質化についての説明を終わりたいと思います。

議長

只今説明があった件について良い機会ですのでご質問を受けたいと

		思います。何かございますか。
	糸田委員	16Pに支援措置と言う事で例が記載ありますが、国の補助事業の要件採択に、この人農地プランが実質化されているのかが採択要件のポイントになっているというのが一番心配するところですので、今言われた新規就農とか集積協力金、それ以外にも土地改良事業とか、機械や施設の整備等の国の補助事業を使うための人農地プランが実際あるよ、ないよと言うのが採択要件の一つなので、大きな単位での人農地プランは今南部町にもあると思うのですが、こう言った事業の芽がある所からきちんとした人農地プランを作るように関係者が関わって、こういった人農地プランができるなら、と言うのをやっていったら良いのかなど。補助事業の手を上げようと考えている所の把握をきちんとし、要件から漏れないような事をやって頂かないと、後から「知らなかった。」と言うこともあると思うので気を付けて取り組んでいただきたいなと思います。以上です。
	益田主幹	わかりました。
	議長	まずはアンケートを取らなければいけないと思います。そのアンケートのひな型を作成してもらって、委員さんに配って頂ければそれをコピーして配れば良いと思います。一番はアンケートのひな型で、農業委員、最適化推進委員の分を用意してほしいです。それが一番にやることだと思います。
	益田主幹	事務局と、どのようにして再実施をするか考えている最中です。全戸に配布して回収するのか、米子では令和2年度に農業委員、推進委員にご協力いただきながら回収ができていないところに個別に回収をお願いしながら行われた話もあります。皆様からご助言を頂きながら実際どのようにするのが一番良いのかを考えていきたいと思っています。まずはひな型を作成させていただきます。
	議長	農業委員、最適化推進委員の活動交付金の流れの一つに入っていて、自分が配ったところは改修していく形にすれば、回収率は90%を上回るような格好になると思います。出てこない集落は実行組合長さんをお願いする等していけば良いと思います。あらかじめそういったお願いをして皆さんに配布してください。ひな型はなるべく書きやすいものをお願いします。お年寄りに書けと言う様なアンケートでは難しいです。〇×式にしたり、工夫が必要です。意見を伺いたいと言う様な様式ですといけません。そこは宜しくをお願いします。今年には改選がありますので、それに間に合うように作成をお願いします。 新しい委員の初仕事となると思います。
	益田主幹	わかりました。
	議長	他に何かありませんか。
	一同	無し。
	議長	無いようですので次に移ります。
	亀尾課長 補佐	B判定の特別委員さんに4月14日の現地調査資料を配布させていただいております。当日はこちらを持参していただきますよう宜しくお願いします。4月14日9時事務局にお越しください。
7. 令和2年度第1回農業委員会総会の日	議長	令和2年度第2回南部町農業委員会総会は、令和2年5月8日(金)に開催します。

程について		
8. 閉会	議長	これにて令和2年度第1回南部町農業委員会総会を閉会します。